

# 令和 2年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：少子政策課

担当名：施設運営・人材確保担当

内線：3330

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B68	多子世帯保育料軽減事業			一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	保育所地域子育て支援事業費	
事業期間	平成27年度～	根拠法令	埼玉県多子世帯保育料軽減事業実施要綱			宣言項目	01 結婚・出産・子育ての希望実現		
			埼玉県多子世帯保育料軽減事業費補助金交付要綱			分野施策	010102 子育て支援の充実		
1 事業の概要			5 事業説明						
<p>保育所等に入所する第三子以降の児童の保育料を助成することにより、多子世帯における経済的負担の軽減を図り、少子化解消の一助とする。</p> <p>(1) 多子世帯保育料軽減事業 △113,073千円 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育所等臨時休園等に伴う保育料日割り減免による補助対象経費の減</p>			<p>(1) 事業内容 多子世帯保育料軽減事業 現在、国が行っている多子軽減制度は、保育所等に兄弟姉妹が同時に入所する児童のうち最年長の子供から順に第2子の保育料が半額、第3子以降が全額免除となっている。本事業は、現行制度の兄弟姉妹の同時入所要件に関わらず満3歳未満で第3子以降の保育料を軽減する。</p> <p>(2) 事業計画 下記対象に保育料の減免を行う市町村に対し、経費の半額を補助する。 【対象】 同一世帯で子供が3人以上かつ第3子以降の子供が認可保育所等を利用している世帯。</p> <p>(3) 事業効果 多子世帯の経済的負担を軽減することで、希望する人数の子育てを支援し、少子化の改善を図る。</p> <p>(4) 補正予算の概要 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市町村の要請又は同意に基づき保育所等が臨時休園等を行った場合、子ども・子育て支援法施行令第24条第2項の規定により利用者負担額が日割り減免され、補助対象経費が減少したことにより減額する。</p>						
2 事業主体及び負担区分									
市町村 (県1/2) 市町村1/2									
3 地方財政措置の状況									
なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×0.5人=4,750千円									
予算額			財 源 内 訳					一般財源	補正後の 予算額
決定額	△113,073							△113,073	1,056,174
現計額	1,169,247							1,169,247	